

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号）の一部を次のように改正する。

第39条第1号中「厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第18条第1項に規定する地方厚生局の長又は同法第19条第1項に規定する地方厚生支局の長（以下「地方厚生局長等」という。）」を「知事」に改め、「養成施設」の次に「（他の都道府県の区域内に所在する養成施設にあっては、当該都道府県知事の指定するもの）」を加える。

第54条第2項第1号中「地方厚生局長等」を「知事」に改め、「養成施設」の次に「（他の都道府県の区域内に所在する養成施設にあっては、当該都道府県知事の指定するもの）」を加え、同項第5号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第60条第1号中「地方厚生局長等」を「知事」に改め、「養成施設」の次に「（他の都道府県の区域内に所在する養成施設にあっては、当該都道府県知事の指定するもの）」を加え、同条第9号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、同条に次の1項を加える。

2 知事が行う前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

第102条第3号中「地方厚生局長等」を「知事」に改め、「養成施設」の次に「（他の都道府県の区域内に所在する養成施設にあっては、当該都道府県知事の指定するもの）」を加え、同条第8号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、同条に次の1項を加える。

2 知事が行う前項第3号の指定については、第60条第2項の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年9月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設及び児童自立支援施設に配置すべき職員の資格に関する基準を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。